

宿泊税検討経緯について

第1回宿泊税検討委員会
令和6年10月30日

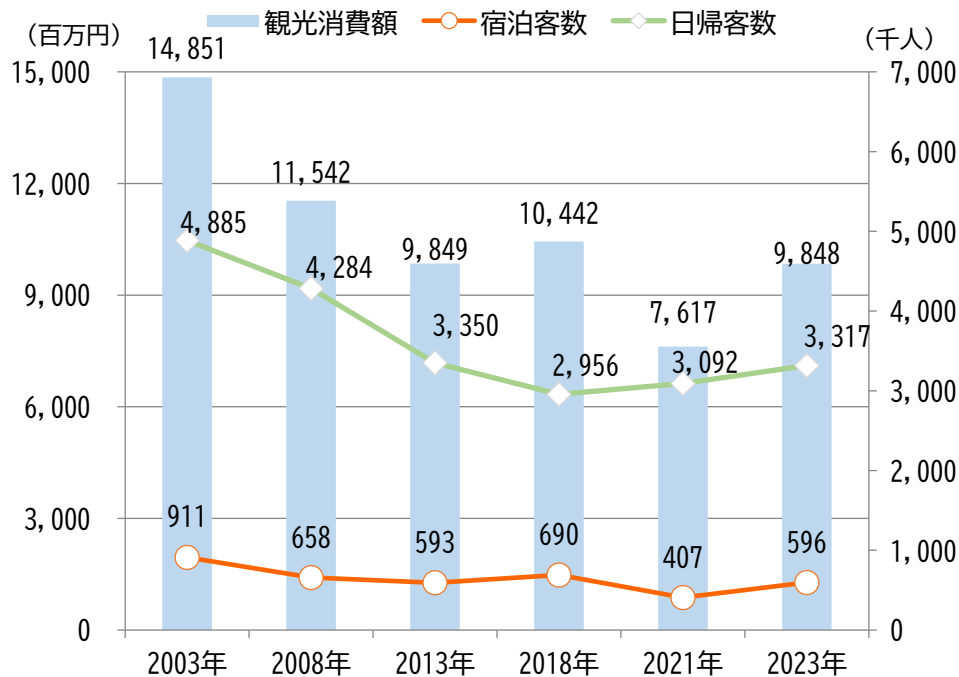
宿泊税検討経緯について

(1)観光の現状

1990年をピークに入込客数（宿泊客＋日帰客）は減少傾向にあり、コロナ禍を機にさらに減少。2021年には3,499千人にまで落ち込む。コロナ禍後に回復傾向にあるが、最盛期には程遠い状況にある。

一般会計に占める観光費の割合は、近年では3%代で推移している。

観光消費額と宿泊・日帰客数



R5年度の観光費に係る事業等（千円）※端数切上

- ・職員給与等 62,566
 - ・観光振興事務経費 36,480
 - ・夏季行事開催事業 26,245
 - ・海水浴場運営事業 13,679
 - ・梅の宴行事開催事業 11,007
 - ・誘客宣伝事業 10,100
 - ・武者行列行事開催事業 3,000
 - ・湯河原梅林公園管理事業 17,581
 - ・もみじの郷行事開催事業 99
 - ・梅基金積立金 157
 - ・宿泊促進事業 14,751
 - ・観光立町推進事業 12,845
 - ・さつきの郷誘客事業 1,872
 - ・観光アドバイザー・プロモーション事業 3,000
 - ・インバウンド情報発信推進事業 942
 - ・ロケツーリズム推進事業 7,024
 - ・ゆがわらハロウィン開催補助事業 3,500
 - ・観光情報発信事業 5,320
 - ・新たな温泉資源活用事業 14,000
 - ・周遊型謎解き宝探し事業 5,180
 - ・コキアの郷づくり事業 13,185
 - ・観光DX推進事業 13,343
 - ・観光施設維持管理経費 25,775
 - ・案内所運営事務経費 4,677
 - ・万葉公園管理経費 43,073
 - ・駐車場管理事務経費 1,150
 - ・こごめの湯運営事務経費 12,237
- 合計362,788千円

一般会計と観光費の推移

(百万円)

年度	一般会計	観光費	比率
2003年	8,719	455	5.2%
2008年	8,302	284	3.4%
2013年	8,167	321	3.9%
2018年	9,799	356	3.6%
2021年	10,243	316	3.0%
2023年	11,070	362	3.2%

宿泊税検討経緯について

(2)観光振興の重要性

観光産業は宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中において、「観光振興」の重要性は高まってきている。

また、湯河原町の総合計画や観光立町推進計画など、町の計画上も観光振興・観光施策は位置付けられており、「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現を目指し、観光振興に取り組んでいく。

湯河原町総合計画「ゆがわら2021プラン」

【基本方針】※一部抜粋

観光を通じ、地域づくり、町経済の発展、町民生活の向上に寄与することを目的として制定した「湯河原町観光立町推進条例」に基づき、多様化する観光ニーズに対応するため、宿泊施設・観光施設などの個性を際立たせ、特色ある観光地をめざすことにより、観光関係事業者・業界団体の経営力を高めて、観光客数、宿泊客数の増加に努めます。また、観光立国を推進する国や県の施策を積極的に活用するとともに、近隣市町との広域ネットワーク化を進め、観光産業の活性化を図ります。

第2期湯河原町観光立町推進計画

【基本方針】

- 1 観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる
- 2 観光客の来訪を促す環境をつくる
- 3 全町的な広がりで見学まちづくりを進める
- 4 観光立町を実現する仕組みを整える

宿泊税検討経緯について

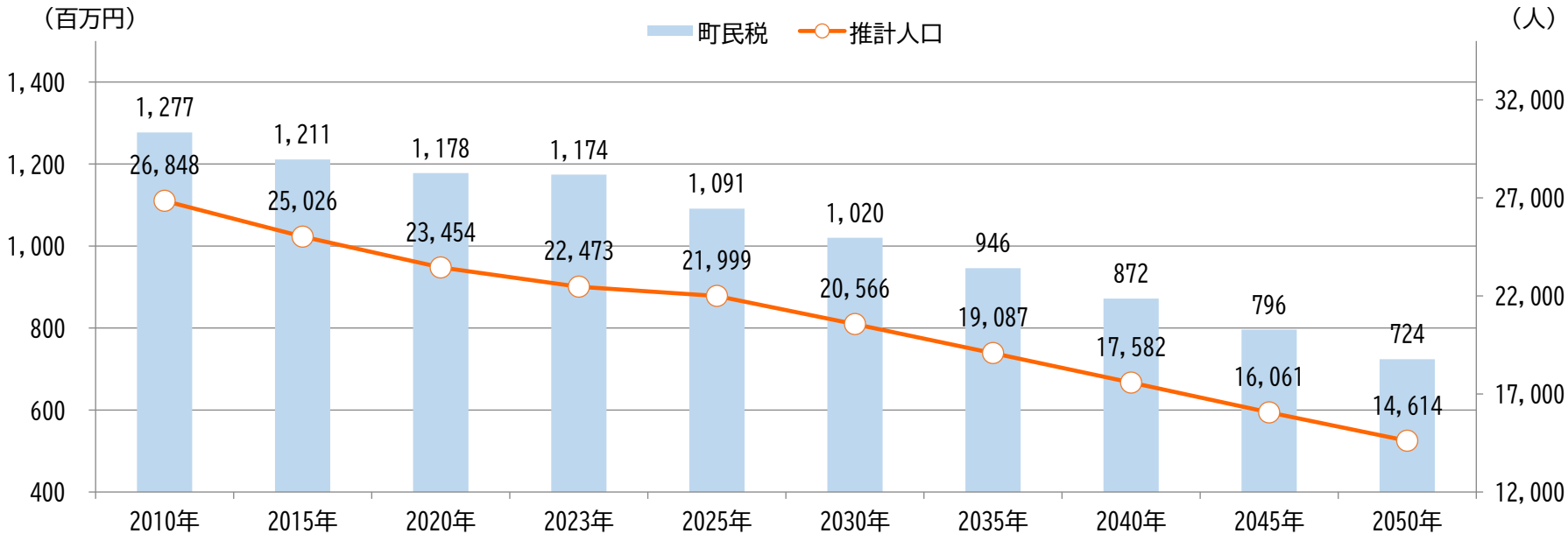
(3)湯河原町の推計人口と税収等

人口戦略会議において町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される。

◆町の人口は2023年から2050年にかけて約35%（7,859人）減少、税収は約38%（約4億5千万円）減少する見込み

◆測定単位に人口が用いられている普通交付税については、2023年度約19億3千万円 → 2050年度約12億6千万円と大幅な減少が予測されることから、新たな財源の確保が重要となる

湯河原町の推計人口と税収



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
湯河原町における各年の個人町民税現年決算額

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

人口減少に伴い税収等の歳入は減少してくことが見込まれ、町の予算規模は縮小していくことが懸念される中、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興の重要性が高まっていることから、観光施策を継続的に実施していくための安定的な財源の確保が必要となる。

①自主財源の比較

地方自治体の自主財源として、税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄付金等が考えられるが、規模、安定性、継続性の観点から、新たな財源としては、地方税が適当な手段である。

種 類	内 容	安定性・継続性	受益と負担	規 模
地方税	・法定外税 条例で定めて新設する税 ・超過課税 標準税率を超える税率で定めて課税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の設定などにより規模の確保が可能
分担金 負担金	特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの	特定の事業に係るため、安定的であるが、 継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるが、 受益者の特定が困難	受益者を個別に特定する必要があり、 規模は限定的
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	施設等利用者からの徴収となるため、 規模は限定的
手数料	特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	役務提供先からの徴収となるため、 規模は限定的
寄付金	無償で金銭その他の財産を供与するもの	善意や協力に基づくため、 安定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、 受益者が必ずしも負担する必要はない	善意や協力によるため、 規模の確保が想定できない

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

②自主財源となる地方税の比較

新たな財源としての租税を検討する当たり、観光振興といった特定の目的を実現するための財源となることから、地方税の中でも自治体が独自に設けることができ、受益に応じた負担を求める関係が明確である「法定外目的税」の創設、又は既存の法定目的税として「入湯税の超過課税」を検討。

種 類		安定性・継続性・受益者負担など
法定外税	法定外普通税	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い ・ 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい
	法定外目的税	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 受益と負担の関連性が明確である ・ 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる
超過課税		・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 当町では入湯税が候補となる

宿泊税検討経緯について

出典：総務省HP

法定外税の状況				(令和6年4月1日現在) (令和4年度決算額)	
令和4年度決算額 731億円 (地方税収額に占める割合 0.17%)				(単位:億円)	
1 法定外普通税 [538億円(22件(*1))]		2 法定外目的税 [193億円(45件(*1))]			
[都道府県]		[都道府県]			
石油価格調整税	沖縄県	9	産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	73
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	294	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	40
核燃料等取扱税	茨城県	12	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
核燃料物質等取扱税	青森県	195			
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県(*2)	—			
計	14件	510	計	31件	113
[市区町村]		[市区町村]			
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.6	環境未来税	北九州市(福岡県)	12
使用済核燃料税(*3)	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)	17	使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5
	むつ市(青森県) 施行時期未定(*4)	(*)4	環境協力税等(*6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3	開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.5
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	3	宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)(*)2	63
宮島訪問税	廿日市市(広島県)(*)2	—		ニセコ町(北海道) 昭.11.1施行予定	
非居住住宅利活用促進税	京都市(京都府) 施行時期未定(*4)	—			
計	8件(*1)	28	計	14件(*1)	80
合計:67件(法定外普通税22件(*1)、法定外目的税45件(*1)) / 実施団体数:55団体(34都道府県、21市区町村(*1))(重複除き)					

*1 件数には、令和6年4月1日現在、条例未施行のものは含んでいない。

*2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、宮島訪問税(廿日市市)は令和5年9月1日に、宿泊税(長崎市)は令和5年4月1日に施行されたものであり、令和4年度の徴収実績はない。

*3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済核燃料貯蔵施設への使用済核燃料の貯蔵を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

*4 使用済核燃料税(むつ市)は令和4年9月6日に、非居住住宅利活用促進税(京都市)は令和5年3月24日に総務省の同意が行われたが、令和6年4月1日現在、施行時期は未定である。

*5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、夷島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

*7 四捨五入の関係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

③法定外目的税の検討

法定外目的税の検討に当たっては、観光振興を目的とした税とすることや、受益者負担の観点から、観光客の観光活動を課税対象として比較・検討。町民負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や行政コストが低い「宿泊税」が最も適していると考えられる。

観光活動	課税対象	対象の補足	徴収コスト
入域	町内への入域	鉄道・バスでの入域は補足可能 だが、車での入域の補足は困難	入域行為の把握や徴税にコストがかかる
交通利用	町内交通機関の利用	町民と観光客との区別が不可	関係機関が多く、徴税コストがかかる
飲食	飲食店等での飲食行為	町民と観光客との区別が不可	飲食店等の数が多く、飲食の都度徴税するにはコストがかかる
宿泊行為	宿泊施設への宿泊行為	補足が容易 町民利用は比較的少ない	施設数が少なく、既存の入湯税徴収スキームを参照しやすい
お土産等購入	お土産店等での物品購入行為	町民と観光客の区別が不可	お土産店等の数が多く、購入の都度徴税するにはコストがかかる

宿泊税検討経緯について

(4)財源の検討について

④入湯税（超過課税）と宿泊税の比較について

(ア) 入湯税（超過課税）

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金で、地方税法第701条の規定により、町の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税。さらなる財源を確保するには、超過課税（入湯税値上げ）を検討することとなる。※参考資料1参照

(イ) 宿泊税

宿泊税は旅館業法に規定する旅館等への宿泊に対してかける法定外目的税。地方税法第731条に基づき、条例で定める特定の費用に充てるもの。近年、各自治体において観光振興の財源とすべく、検討・導入が進んでいる。

(ウ) 入湯税（超過課税）と宿泊税の比較

	事業者	観光客・町民	行政
入湯税 (超過課税)	- 既存の徴収方法に変更がないため、比較的導入に対応しやすい - 使途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、事業者として直接的なメリットが少ない	- 使途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、観光客にとって観光施策の恩恵が少なくなる - 入湯税の課税対象には町民も含まれる	- 既存の徴収方法から変更がないため、徴税コストが低い - 課税対象者が入湯者に限られているため、税収の規模の確保が難しい
宿泊税	- より充実した観光施策により、集客数増が見込まれる - 新たな税への対応に負担が生じる	- 受益者負担の関係性が明確 - 町民でも宿泊時には課税されるが、入湯税と比較し、その機会の少なから町民負担が少ないと言える	- 観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる - 新たな税を導入するため、事務コストが嵩む

宿泊税検討経緯について

(5) 宿泊税検討経緯のまとめ

少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施していくことを目的とした財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点から、受益に応じた負担を求める関係が明確で、また、町民に負担を求めない新たな税として「宿泊税」を検討する。